

調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討委員会設置要領

令和5年10月11日

第1 設置

この要領は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第3条第3号に掲げられた趣旨を基に、手話その他の意思疎通のための手段についての理解及び普及を図るとともに、共生社会の充実を目指すことを目的とした調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例（以下「条例」という。）の制定に向け、調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

委員会は、条例について検討を行う。

第3 構成

委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼する者（以下「委員」という。）11人以内をもって組織する。

- (1) 障害者団体代表 5人以内
- (2) 手話通訳を行う者 1人以内
- (3) 手話通訳者の派遣事業を行う者 1人以内
- (4) 障害者相談支援事業を行う者 1人以内
- (5) 学識経験者 2人以内
- (6) 市民代表（公募） 1人以内

第4 任期

委員の任期は、市長が依頼した日から第8に規定する設置期間の終了日までとする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 委員会の招集

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

第8 設置期間

委員会の設置期間は、施行の日から令和6年9月30日までとする。

第9 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、設置期間終了をもって廃止する。